

賃金控除に関する協定書

_____(社名)_____(以下「会社」という)と _____(労働者を代表する者)_____(以下「労働者代表」という)は労働基準法第24条第1項但書の規定に基づき、労働者の賃金からの控除について以下のとおり協定する。

記

- 会社は、毎月____日、賃金支払の際次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - 社会保険料（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）の労働者負担分
 - 所得税・住民税等の法定控除分
 - 社宅・寮の家賃、水道光熱費
 - 会社貸与の制服・備品の弁償金
 - 社内融資の返済金
 - 組合費・共済会費（※加入者に限る）
 - 給食費（社員食堂利用料など）
 - 持株会への拠出金
 - 財形貯蓄
 - 慶弔見舞金積立金
 - 労働災害等による過払い賃金の返還分
 - その他、労働者が事前に同意したもの
- この協定は、令和____年____月____日から有効とする。
- この協定は、何れかの当事者が日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和____年____月____日

会 社 名 _____
代表取締役 _____（署名・押印）

労働者代表
氏 名 _____（署名・押印）